

申 立 書

年 月 日

柏崎市長 様

証明申請者
(所有者) 住 所

氏 名

印

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家 屋 の 表 示

所在地

家屋番号

2 家屋の住居表示 (入居予定の住所地)

3 入居予定年月日

年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等(該当するものに 印)

- (1) 別添のとおり、現住家屋を売却する。
- (2) 別添のとおり、現住家屋を賃貸する。
- (3) 別添のとおり、現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等で契約を解除し明け渡す。
- (4) 別添のとおり、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等で(_____)
- (5) その他(_____)

5 入居が登記の後になる理由(該当するものに 印)及び前記(5)その他の場合の疎明書類

- (1) 資金を借りるため、抵当権設定を急ぐ。
- (2) (_____)により登記までに入居できない。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

申立書提出に当たって

(裏面)

昭和63年11月18日付け建設省住民発第58号「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の適切な実施について」通知に準じた様式です。

個人が住宅を取得して、当該個人の住宅の用に供する場合に、転入手続きを済ませていない場合にあっては、登記後において遅滞なく当該個人の住宅の用に供すると認められる場合に限って、申立書等により確認します(確認の具体的方法については下記のとおり。)。

申立書による運用の趣旨から、申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、住居の移転に要する1～2週間程度の期間しか認められないものです。

病気療養等止むを得ない事情が証明申請者からの疎明書類により明らかな場合についても、当該事情が終了して直ちに入居することが要請され、その事情の期間も、居住の用に供したと同一視できる場合に限ります。

証明書発行後、虚偽の申立書により証明を受けたことが判明した場合には、当該証明書は登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨を新潟地方法務局柏崎支局に通知します。

記

1 現住家屋(証明申請者が証明申請時に居住している家屋)の処分方法等については、その場合に応じ、次のような書類の提出を必要とする。

(1) 現住家屋を売却する場合

当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

(2) 現住家屋を賃貸する場合

当該現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

(3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合

証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

(4) その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

2 申立書には入居が登記の後になる理由を具体的に記載することとし、現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記の後になることを疎明する次のような書類を提出すること。

(1) 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

(2) 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により登記までに入居できない場合

前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載ある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類